

諮問庁：内閣総理大臣

諮問日：平成29年3月15日（平成29年（行情）諮問第91号）

答申日：平成29年6月22日（平成29年度（行情）答申第109号）

事件名：特定の公用車の運転日誌等の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

「赤澤亮正内閣府副大臣に係る公用車の使用履歴（日時，行き先，目的等）が分かる日程表，公用車の運転日誌・報告書等の行政文書一式（在任中のものすべて）」（以下「本件請求文書」という。）の開示請求に対し，「赤澤亮正前内閣府副大臣に係る公用車の運転日報（平成26年9月から平成27年10月までの分）」（以下「本件対象文書」という。）を特定し，その一部を不開示とした決定は，妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し，平成28年8月29日付け府会第975号により内閣府大臣官房長（以下「処分庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について，原処分を取り消し，不開示部分を開示するとともに，改めて文書を特定し当該文書を開示するとの裁決を求める。

2 審査請求の理由

処分庁は，審査請求人が平成28年7月27日付けで行った行政文書開示請求（開示請求書に記載した請求する行政文書の名称等：赤澤亮正内閣府副大臣に係る公用車の使用履歴（日時，行き先，目的等）が分かる日程表，公用車の運転日誌・報告書等の行政文書一式（在任中のものすべて）。）（本件請求文書）について，「赤澤亮正前内閣府副大臣に係る公用車の運転日報（平成26年9月から平成27年10月までの分）」（本件対象文書）を特定し，部分開示決定を行った。

原処分では，本件対象文書のうち，自動車登録番号については，法5条4号及び6号に該当するとして不開示とした。

本件対象文書は，本件請求文書のうち，「公用車の運転日誌」に係る部分であり，その余の開示請求については，文書の特定が行われておらず，また，不開示の理由説明もないことから法の解釈適用を誤った違法な処分であることは明らかである。

本件対象文書には，内閣府副大臣名，運転手名，日付・曜日，出庫・帰

庫時刻，稼働時間（うち時間外），走行距離，ETC，備考及び不開示部分である自動車登録番号が記載されている。原処分においては，自動車登録番号を不開示としているが，国会内（議事堂本館，議員会館等），自由民主党本部等では，議員車両の呼び出しを行っており，副大臣（議員）の公用車であることは，車両前方に示された省庁名の表示等からも明らかであり，処分庁の主張は失当である。

また，本件請求文書のうち，本件対象文書を除く部分について，文書の特定が行われておらず，不開示の理由説明もない。例えば，副大臣の日程（日時，行き先，用務等）は，内閣府の公務分と当該議員事務室分が存在すると思料されるところ，迎え時間・場所（何時に赤坂宿舎，東京駅，羽田空港等）は議員室から提供されているはずであり，その他，国会への出席要求等は内閣府で公務として時間を設定しているはずである。それらに関するいわゆる日程表が特定されていないことは，文書の特定を誤った違法な処分である。

本来，公用車は，内閣府副大臣としての公務にのみ使用されるべきものであるが，党本部や議員会館への移動などの内閣府副大臣としての公務ではない議員活動や，空き時間の私用等にも利用に供されているとすれば，公用車の適正利用という観点から問題があるものである。

したがって，上記1記載のとおり，原処分を取り消し，①本件開示請求中，不開示部分については開示する，②本件請求文書中，本件対象文書以外の文書について改めて文書を特定し，当該文書を開示するとの裁決を求める。

第3 諮問庁の説明の要旨

平成28年12月5日付けで提起された処分庁による部分開示決定処分（平成28年8月29日付け府会第975号）に対する審査請求について，下記の理由により，これを棄却すべきであると考えます。

1 本件審査請求の趣旨及び理由について

（1）審査請求の趣旨

本件は，審査請求人が行った開示請求に対して，処分庁において原処分を行ったところ，審査請求人から，原処分を取り消し，不開示部分を開示するとともに，改めて文書を特定し当該文書を開示せよとの裁決を求める審査請求が提起されたものである。

（2）審査請求の理由

審査請求書に記載された本件審査請求の理由は，おおむね次のとおりである。

本件対象文書は，本件請求文書のうち，「公用車の運転日誌」に係る部分であり，その余の請求部分については，文書の特定が行われておらず，また，不開示の理由説明もないことから法の解釈適用を誤った違法

な処分であることは明らかである。

本件対象文書には、内閣府副大臣名、運転手名、日付・曜日、出庫・帰庫時刻、稼働時間（うち時間外）、走行距離、ETC、備考及び不開示部分である自動車登録番号が記載されている。原処分においては、自動車登録番号を不開示としているが、国会内（議事堂本館、議員会館等）、自由民主党本部等では、議員車両の呼び出しを行っており、副大臣（議員）の公用車であることは、車両前方に示された省庁名の表示等からも明らかであり、処分庁の主張は失当である。

また、本件請求文書のうち、本件対象文書を除く部分について、文書の特定が行われておらず、不開示の理由説明もない。例えば、副大臣の日程（日時、行き先、用務等）は、内閣府の公務分と当該議員事務室分が存在すると思料されるところ、迎え時間・場所（何時に赤坂宿舎、東京駅、羽田空港等）は議員室から提供されているはずであり、その他、国会への出席要求等は内閣府で公務として時間を設定しているはずである。それらに関するいわゆる日程表が特定されていないことは、文書の特定を誤った違法な処分である。

本来、公用車は、内閣府副大臣としての公務にのみ使用されるべきものであるが、党本部や議員会館への移動などの内閣府副大臣としての公務ではない議員活動や、空き時間の私用等にも利用に供されているとすれば、公用車の適正利用という観点から問題があるものである。

2 本件開示請求及び原処分について

処分庁においては、「赤澤亮正前内閣府副大臣に係る公用車の使用履歴（日時、行き先、目的等）が分かる日程表、公用車の運転日誌・報告書等の行政文書一式（在任期間中のものすべて）」との開示請求に対し、「赤澤亮正前内閣府副大臣に係る公用車の運転日報（平成26年9月から平成27年10月までの分）」（以下、第3においては「本件運転日報」という。）を行政文書として特定し、部分開示決定処分を行った。

3 原処分の妥当性について

（1）本件対象文書の特定の妥当性について

処分庁においては、開示請求書における請求する行政文書の名称等欄に「公用車の使用履歴（日時、行き先、目的等）が分かる日程表、公用車の運転日誌・報告書等」と記載されていたことから、各日における当該公用車の出庫・帰庫の時刻、稼働時間、走行距離及びETCの利用回数について記録されている本件運転日報を請求を受けた行政文書として特定し、原処分を行ったところである。

処分庁がこの特定を行うに当たって、他の文書も併せて特定すべきであったかについては、次のとおりである。

まず、本件運転日報の作成の基となった文書の有無について確認した

ところ、赤澤内閣府副大臣（当時。以下同じ。）の運転手は、適宜、公用車の運行実績に係る記録（以下、第3においては「当該記録」という。）を作成していたとのことであるが、当該記録は運転手個人が備忘のため手書きで作成し専ら自己の職務を遂行する便宜のため（公用車の正確な運行及び本件運転日報の作成）にのみ利用していたものであり、内閣府の職員が組織的に用いるものではないため、法2条2項に規定する「行政文書」には該当しない。

次に、開示請求書における請求する行政文書の名称等欄には「公用車の使用履歴が分かる日程表」との記載があったが、いわゆる日程表は、一般的に前日に翌日の予定を記載するなど爾後の予定が記載されているものであり、日程の実績を記録した文書ではない。開示請求書における請求する行政文書の名称等欄の記載内容を踏まえると、これを公用車の使用履歴が分かる文書として特定しなかったことは合理的である。以上のことから、本件対象文書の特定には、不合理な点があるとは言えず、妥当であったと考えている。

なお、審査請求人は審査請求書において「本件請求文書のうち、本件対象文書を除く部分について、文書の特定が行われておらず、不開示理由説明もない」、「例えば、副大臣の日程・・・迎え時間・場所・・・は議員室から提供されているはずであり、その他、国会への出席要求等は内閣府で公務として時間を設定しているはず・・・それらに関するいわゆる日程表が特定されていない」として、副大臣の「いわゆる日程表」を当初から請求していたと主張している。これを踏まえ、本件審査請求を受けて、処分庁において、日程に係る行政文書の特定と探索を行った結果は次のとおりである。

審査請求人が指摘している赤澤内閣府副大臣の「いわゆる日程表」に該当すると考えられる文書としては、当時の秘書専門官が各日毎に作成し副大臣及び秘書官等副大臣室の職員が専ら自己の職務を遂行する便宜のためにのみ共有されていた文書（以下、第3においては「当該文書」という。）がある。

秘書専門官を含め副大臣室の職員が所属していた大臣官房総務課では、内閣府文書管理規則（平成23年内閣府訓令第10号）第15条第1項の規定に基づき、文書管理者である大臣官房総務課長が保存期間1年以上の行政文書について「大臣官房総務課標準文書保存期間基準（平成25年11月8日官房総務課長決定。以下「基準」という。）」を定めていたところ、政務の日程表は、基準に定められていない保存期間1年未満の行政文書であったことから、当該文書は日程終了後に破棄されていた。したがって、仮に本件開示請求を受け付けた時点において当該文書を特定していたとしても、その時点において当該文書は内閣府の職員が

組織的に用いるものとして保有されていなかったものと考えられる。

なお、本件審査請求を受けて、当該文書の所在について当時の秘書専門官の後任に当たる者が執務室及び共用フォルダ内を確認したところ、紙媒体及び電子媒体ともにその存在は確認できなかった。

(2) 不開示情報該当性について

本件運転日報のうち、自動車登録番号については、原処分を行った時点においても内閣府政務が利用する車両であったことから、これを公にした場合、特定の内閣府政務が利用する公用車が容易に特定され、当該政務の安全性の確保に支障が生じる可能性は否定されず、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため、法5条4号の不開示情報に該当するとともに、公用車の運行に係る業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、同条6号の不開示情報に該当するため不開示としたものである。

なお、自動車登録番号については、過去の情報公開・個人情報保護審査会の答申においても、同様の理由から、法5条4号に該当し、不開示とすることが妥当であるとの判断が示されているところである（平成22年度（行情）答申第133号）。

(3) 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、国会内及び自由民主党本部等で車両の呼び出しがされていることや、車両前方に省庁名の表示がされていることをもって、自動車登録番号を不開示とした処分庁の主張は失当であると主張している。しかしながら、車両の呼び出しは、通常、議員の氏名のみをアナウンスしており、呼び出される車両は公用車であるとは限らないこと、また、公用車の前方に表示しているのは省庁名のみであり、当該公用車を利用する特定の政務の氏名・役職は表示していない点を踏まえると、当該公用車を利用する内閣府の政務が特定できる形で自動車登録番号の情報が公知になっているとは言えない。

また、審査請求人は、公用車が党本部や議員会館への移動などの公務ではない議員活動や空き時間の私用等にも利用に供されているとすれば、公用車の適正利用という観点から問題があるとしているが、原処分の妥当性に影響を与えるものではない。

4 結論

以上のとおり、原処分は妥当であり、審査請求人の主張には理由がないことから、本件審査請求は、これを棄却することが適当であると考えられる。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成29年3月15日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受

- | | |
|-----------|---------------|
| ③ 同月29日 | 審議 |
| ④ 同年4月24日 | 本件対象文書の見分及び審議 |
| ⑤ 同年5月29日 | 審議 |
| ⑥ 同年6月20日 | 審議 |

第5 審査会の判断の理由

1 本件開示請求について

本件開示請求は、「赤澤亮正内閣府副大臣に係る公用車の使用履歴（日時、行き先、目的等）が分かる日程表、公用車の運転日誌・報告書等の行政文書一式（在任中のものすべて）」（本件請求文書）の開示を求めるものであり、処分庁は、「赤澤亮正前内閣府副大臣に係る公用車の運転日報（平成26年9月から平成27年10月までの分）」（本件対象文書）を特定し、その一部（自動車登録番号。以下「本件不開示部分」という。）を法5条4号及び6号に該当するとして不開示とする原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、更なる文書の特定及び本件不開示部分の開示を求めているが、諮問庁は、原処分を妥当としていることから、以下、本件対象文書の見分結果を踏まえ、本件対象文書の特定の妥当性及び本件不開示部分の不開示情報該当性について検討する。

2 本件対象文書の特定の妥当性について

- (1) 当審査会において本件対象文書を見分したところ、本件対象文書には、赤澤亮正内閣府副大臣に係る公用車の自動車登録番号、運転手名、日付・曜日、出庫・帰庫時間、稼働時間とそのうちの時間外、走行距離、ETC使用回数等（平成26年9月から平成27年10月までの分）が記載されていると認められ、これが本件請求文書に該当する文書であることは明らかである。

(2) その他の文書について

ア これに対し、審査請求人は、例えば、副大臣の日程（日時、行き先、用務等）といった、いわゆる日程表が特定されていないなどと主張する。

イ この点につき、諮問庁は、上記のいわゆる日程表は、一般的に前日に翌日の予定を記載するなど爾後の予定が記載されているものであり、日程の実績を記録した文書ではないと考えられることから、これを本件請求文書である公用車の使用履歴が分かる文書として特定しなかった旨説明するところ、本件行政文書開示請求書における請求する行政文書の名称等欄の記載が「公用車の使用履歴が分かる」日程表となっていることに照らせば、上記の諮問庁の説明が不合理であるとはいえない。

ウ また、公用車に係る運転日報の記載事項に関し、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、運転日報の作成に関する規定等

は特にないものの、勤務時間管理の観点から公用車の出庫・帰庫時間及び稼働時間並びに公用車に係る経費を把握するために走行距離等を記載しており、公用車の行き先等が記載されていない点については、公用車の運転手の勤怠管理という点では出庫及び帰庫時間により勤務時間が把握できるほか、政務の専用車であれば各政務室等において携帯電話を活用して連絡することなどにより行き先等を把握できることから、運転日報に公用車の行き先等を記録することはしていないとのことであった。

上記の諮問庁の説明についてみると、運転日報の作成に関する規定等がないことについては特段の疑義はなく、また、勤務時間管理や公用車に係る経費を把握する必要性等の観点からは、本件対象文書に記載されている程度の情報では不十分であるとまではいえず、さらに、運転日報に公用車の行き先等を記録していない理由についても、特にこれを覆すに足る事情もないことから、上記の説明が不合理であるとは認められない。

そうすると、公用車の行き先等が記載された文書がないことについても、不自然、不合理な点があるとはいえない。

エ なお、諮問庁は、本件対象文書の作成の基になった文書として、赤澤内閣府副大臣の運転手が適宜作成していた公用車の運行実績に係る記録が作成されていたが、法2条2項に規定する行政文書には該当しない旨も説明するので、当該記録について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、以下のとおりであった。

(ア) 運転日報については、運転手の上司が運転手から運転日報記載の事項について口頭で報告を受けて、運転手の上司が作成していた。

(イ) 上記の記録は、運転手が、上記(ア)の上司への口頭での報告のため、副大臣室の秘書専門官が作成した副大臣の日程表等(政務の予定を記載した文書やメモ用紙等)に、時間の変更やE T Cの使用回数などを手書きでメモする形で作成していたものであるが、上記の記録を上司等に渡すことはなく、上司への報告後にその都度廃棄していた。

(ウ) もっとも、運転手の上司への報告事項を明確化するとともに、運転日報作成の利便を図るため、平成29年4月から報告形式を決め、基本的な報告内容に変更はないが、報告の仕方を口頭報告から様式「自動車運行管理」の提出に変更し、運転手の上司に様式「自動車運行管理」を提出する運用を始めたところである。

オ 上記エの諮問庁の説明についてみると、運転手の作成に係る上記エの記録は、上記の運転手から上司への報告が、口頭報告から様式「自動車運行管理」の提出に変更された平成29年4月より前に作成され

たものであるが、従前、口頭で報告されていた事項を文書化したと解される様式「自動車運行管理」について、念のため、諮問庁から提示を受けて、当審査会において確認したところ、その内容は、「本日の給油量」等（記載事項の根拠となるものも含む。）が追加されているほかは、運転日報の記載事項とほぼ同じであると認められる。したがって、このような事情を併せ考えると、運転手が作成する上記工の記録が上記工（イ）の程度のものである旨の諮問庁の説明に不自然、不合理な点があるとはいえない。

カ そうすると、運転日報の記載事項、すなわち、運転手が上司に口頭報告すべき事項の内容等に鑑みれば、運転手が当該口頭報告のために用いていたとされる上記工の記録については、法2条2項の行政文書に該当せず、しかも、上司への報告後にその都度廃棄していた旨の諮問庁の説明が、不自然、不合理であるとは認められない。

(3) また、当審査会事務局職員をして、本件請求文書に該当する文書の探索の方法及び範囲について、諮問庁に確認させたところ、処分庁においては、大臣官房会計課・運転手控室執務室内及び書庫や共有フォルダ内を探索したところ、本件請求文書に該当する文書としては、本件対象文書が存在するだけであったことから、改めて運転手控室を通じて当時の赤澤副大臣の運転手に聴取して、運転日報の作成過程を確認した結果として対象となる文書を特定し、また、本件審査請求を受け、再度同様の探索を行ったが、本件対象文書以外に特定すべき文書は確認できなかったとのことであり、探索の方法及び範囲に特段の問題はないと認められる。

(4) その外、本件対象文書の外に、本件請求文書に該当する文書の存在をうかがわせる特段の事情も認められないことから、内閣府大臣官房において、本件対象文書以外に本件請求文書に該当する文書を保有しているとは認められない。

3 本件不開示部分の不開示情報該当性について

(1) 諮問庁の説明によれば、本件不開示部分に記載されている自動車登録番号は、本件開示請求時点のみならず、原処分を行った時点においても、内閣府政務が使用する車両の自動車登録番号であったとのことであり、これを覆すに足りる事情は認められない。

(2) そうすると、本件不開示部分について、これを公にすると、内閣府政務が利用する公用車が容易に特定され、内閣府政務を狙った襲撃等の対象となる可能性があるため、当該政務の安全性の確保に支障が生じる可能性は否定できないとする諮問庁の説明は、首肯できる。

(3) 以上のことから、当該不開示部分については、これを公にすると、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあると行政機関の長が認めることにつ

き相当の理由があると認められることから、法5条4号に該当し、同条6号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

4 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、国会内及び自由民主党本部等での車両の呼び出しによって、赤澤内閣府副大臣の公用車の自動車登録番号が公知となっている旨主張する。これに対し、諮問庁は、国会内及び自由民主党本部等での車両の呼び出しは、通常、氏名のみをアナウンスしており、呼び出される車両は公用車であるとは限らないこと等から、車両の呼び出しによって、内閣府の政務が特定できる形で自動車登録番号の情報が公知になっているとはいえない旨説明するところ、これを覆すに足りる事情は認められず、この諮問庁の説明は首肯できることから、審査請求人の主張は当たらない。

審査請求人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の判断を左右するものではない。

5 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件請求文書の開示請求に対し、本件対象文書を特定し、その一部を法5条4号及び6号に該当するとして不開示とした決定については、内閣府大臣官房において、本件対象文書の外に開示請求の対象として特定すべき文書を保有しているとは認められないので、本件対象文書を特定したことは妥当であり、不開示とされた部分は、同条4号に該当すると認められるので、同条6号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当であると判断した。

(第1部会)

委員 岡田雄一，委員 池田陽子，委員 下井康史